

日露協定（1896）に対する朝鮮の対応

李 穂枝

Korea's Response to the Russo-Japanese Agreement (1896)

LEE Suji

Abstract

This study examined how the Russian-led Korea responded after learning that Russia and Japan had signed a secret agreement on Korean issue. Korea, which used to use “Chinese cards” until the Sino-Japanese War, wanted to protect its independence and safety by using “Russian cards” when relations with China ended due to the Sino-Japanese War. However, the signing of a secret agreement between Russia and Japan has raised doubts and uneasiness about the “Russian card”. Russia has made excuses that the secret agreement is for Korea's independence, but Korea seeks other new powers' help to maintain its independence. By reaching out to these various powers, Korea tried to diversify diplomatic “card.”

1. はじめに

筆者はこれまで日清戦争に至るまでの東アジア外交史について、朝鮮の動向を中心に研究してきた。従来の研究では清王朝の属邦である朝鮮は主体的な外交を行っていないとされ、朝鮮の動向についてはそれほど注目されてこなかった。だが、最近は朝鮮の自主外交の実態を明らかにする研究が活発に行われている。そこで朝鮮の動向に焦点を当てて日清戦争までの時期を対象に研究を進めると、朝鮮が清との宗属関係を活用して自国に有利な外交を展開していく姿が浮き彫りになったのである。このように、清国との宗属関係を活用する「中国カード」を駆使する朝鮮外交の特徴を捉え、それを戦略的事大主義政策と名付けた。また、日本も朝鮮と交渉の際に、この「中国カード」を利用しようとしたことを明らかにし、日朝とも自国に有利になるように「中国カード」を駆使したことの矛盾が露呈する過程として日清戦争への道を捉えた¹。

自国より強い周辺国を上手く利用しつつ対外政策を展開し、自国の安全を守ろうとすることは朝鮮外交の特徴の一つであると言える。それでは、日清戦争で清との宗属関係が公式的に終焉を告げた後は、言い換えると「中国カード」の有効期限が切れた後は、どのような外交を展開していったのか。日清戦争後の朝鮮の歴史から考えると、ロシアが大きな意味を持つこととなる。よって、日清戦争後の朝鮮外交の特質を究明するために、「ロシアカード」に注目し、同要因をめぐる朝鮮の動向を中心に検討していくことにした。中でも本稿では 1896 年に結ばれた日露の協定²を取り上げることにしたい。

露館播遷(1896)によりロシア公使館に滞在していた国王高宗が還御した 1897 年 2 月、朝鮮は日露間に朝鮮問題に関する秘密協約が結ばれていたことを知ることになるが、その後の朝鮮の動向を追っていく。ロシア公使館に滞在中も、還御してからも「ロシアカード」を活用し続けようとした朝鮮にとって、ロシアが朝鮮の警戒対象である日本と秘密に協定を結んでいた状況は想定外だったと思われる。「ロシアカード」の駆使が危うくなりかねない状況下の朝鮮は、果たしてどう対応していくのか。

露館播遷の時期から大韓帝国期に至るまでの朝鮮外交に関する研究は少なくないが、この 1897 年の日露協定が公表された後の朝鮮の動向を詳細に検討したものはごく少ない³。管見のかぎり、このテーマに関する最も詳細な研究は『条約から見た韓国近代史』という分厚い書籍に収録されている、日露協定を紹介した金ソヨンの「ソウルとモスクワで彼らだけの取引をする」であるが、踏み込んだ研究ではない⁴。

本稿では、この協定に対して、朝鮮側がどう認識し、その後どう対応したか、具体的な動向を当時の記録から明らかにする。朝鮮側の史料のみならず、日本、フランス、イギリスの当時の記録をクロスチェックすることによって、朝鮮の動向を一層浮き彫りにしていく。

朝鮮側の史料としては『旧韓国外交文書』の「日案」及び「俄案」、『高宗時代史』、『独立新聞』を、あわせて日本側の『日本外交文書』、『駐韓日本公使館記録・統監府文書』、そして、高宗と秘密謁見を行った外国公使に関する内容を調べるために、『フランス外務部文書』と『British Documents on Foreign Affairs』Vol6 などを用いる。

「ロシアカード」をめぐる朝鮮の動向の一端を検討することによって、今後、日清戦争後大韓帝国期に至るまでの朝鮮外交の特徴を考察するための材料にしたい。

1. 日露協定の公表

日清戦争以後、清の影響力が後退し、日本の朝鮮に対する干渉が強まるなか、朝鮮政府は今度は「ロシアカード」を用いて自国を守ろうとした。閔妃暗殺事件の後、国王高宗は 1896 年 2 月、ロシア公使館に移る露館播遷を断行し、「ロシアカード」は有効に機能するよう見えた。ところで、1 年後の 1897 年 2 月にロシア公使館から還御した高宗は、自身がロシア公使館に滞在している間、ロシアと日本が朝鮮問題をめぐって秘密に協定を結んだことを知らされる。秘密協定とは 1896 年 5 月と 6 月にそれぞれ結ばれた、「朝鮮問題に関する日露覚書(京城覚書)・日露議定書(モスクワ議定書)」である。言うまでもなくこれらの協定は、露館播遷により朝鮮

に新たな政局が展開したことに当惑した日本側が、朝鮮における日露の勢力均衡を取り決めるためにロシア側に提案して締結に至ったものである。

日露覚書には4つの項目があり、モスクワ議定書は公開条款4つと秘密条款2つで成り立っていた。公開条款とは言うものの、当初は両協定とも日露間の秘密にしていたが、日本の衆議院からの質問に対する答えとして公表されることとなった。日本政府は最初モスクワ議定書の公開条款のみ公表するつもりだったが、ロシア政府から日露覚書もともに公開すべきだとされ、両協定を議会で公表することとなった⁵。

1896年6月にモスクワで日露議定書に調印した後、ロシア政府は駐日ロシア公使へ訓令を送り、日本政府に「朝鮮に関する議定書の義は極めて秘密に致し新聞紙へは勿論外国公使等へも日露両国協議の上にあらされば知らしめざる様致度旨」を伝えた⁶。日本政府も勿論異見はなかった。

だが、上記の事情で協定の公開を決めると、ロシア政府が日本よりも先に2月24日、両協定を公開した。駐ロシア臨時代理公使の本野一郎は同日、大隈重信外務大臣宛にロシア政府が協定を公表する際に付けた前提文の内容を以下のように報告した。

右協定書は日本国と何等事端を生ぜんことを避けんが為めに協定したるものにして、莫斯古〔モスクワ〕に於て調印せる議定書は下関条約中に於ける朝鮮独立の主旨に毫も影響を及ぼすべきものに非ず、又京城に於て調印せる覚書は朝鮮国より外国軍隊を撤去せんと意思を表白する為め右条約に対する必要なる補遺なりと云ふに在り⁷。

すなわち、日露間に協定を結んだのは、朝鮮をめぐって日本と衝突を防ぐためであり、朝鮮の独立に害を与えるものではないと主張している。この内容に倣って大隈外務大臣は3月1日、加藤増雄駐朝鮮公使に「日露両国間に締結せし議定書及覚書は決して朝鮮国の独立に影響するものに非らず、之に反し朝鮮国の独立を強固にせんとする両国の意思の一致せし結果」であるので、この主意を朝鮮政府に知らせよう、訓令を送った。また、還御以後の状況も報告するように指示した⁸。

このように、両国はこの秘密協定が決して朝鮮の独立を妨げるものではなく、むしろそれを強固にするためのものであると主張した。この協定の内容は日露駐朝鮮公使よりそれぞれ朝鮮政府に送付された。果たして朝鮮政府は額面通りに各々の主張を受け取ったのか。以下、朝鮮側の対応をまずこの件について最初に報道した『独立新聞』の記事より検討する。

2. 『独立新聞』⁹の論説

『独立新聞』は1896年4月7日に徐載弼¹⁰が政府より資金を得て創刊した新聞である。ハングルと英文で発行され、主に人民の啓蒙を目的としていた。

日露協定が日本とロシア両国で公表されたことはすぐ朝鮮にも伝わった。日本の議会で協定が公表された翌日の27日、『独立新聞』の記事には「ロシアと日本が朝鮮の事に関して昨年

夏に秘密に約定した内容がある」と報道した。続いて3月1日には全文ではないものの、秘密協定の内容を紹介し、3月4日と11日の両日にわたってこの協定に対して論説を掲載した。この2つの論説には、当時日露協定について日本とロシア両政府が主張していた主旨を朝鮮側がどう受け止めていたかがよく表れている。

4日の論説ではまず日露が昨年(1896年)ソウル(京城)で結んだ覚書について論じている。第1条は国王の還御に関わる内容ですでに終わっているため、第2条と3条について書いている。まず、「京城覚書第2条に、日露両公使が大君主陛下に勧告して、正しい人材を登用し、寛大な法律で人民を治めるように」することに対しては、日露両公使がそうさせなくても当たり前なことであり「外国公使が自主独立国政府に対してとやかく言う権利はない」と厳しく指摘している。一方で、『独立新聞』の主な発行目的は啓蒙にあったため、このように外国公使が朝鮮の政治に関与することは「朝鮮人民に学問がないからそう言われる」ものだと朝鮮人民の反省を促している。

第3条については、「日露両国が護衛のために兵士を少しづつ京城に置く」というが、「少しという言葉が、我々が思うには不明確で」とあると指摘している。この4日の時点では、条約の全文がまだ確認できていない状態だったので兵士の数がわからなかったのであろう。また第4条についても言及がないが、それも同様の理由によるものと思われる。

次に1896年6月にモスクワで結ばれたモスクワ議定書について、まず第1条は「日露両国は朝鮮の財政が困難で外債を得なければならないときには、外債を借りられるように助ける」とある。これに対して「大変ありがたい」ものの、「朝鮮が外国の世話になる必要はなく、政府の収入が1年に400万ウォンも入っているため、節制して借款を返済していくことが上策である。加えて政府の収入を上手に運用すれば事足りる。なぜわざわざ外債の提案をしているのか」と難詰している。朝鮮政府に対しても、「外債を使えると思いき、それを借りようと考えてはいけない」と厳しく警告している。

第2条は「日露両国が朝鮮の内政及び軍事と警察の創設には関与しないというので」朝鮮にとってはありがたい内容だと書いている。だが、これもまだ条文を全て確認していない状態の論評である。

第3条は電線に関する内容である。「日本は京釜間の電線を朝鮮政府が購入するまでは所有する」と言い、ロシアはソウルからロシアまで電線を設置すると約束したが、「我々が思うに、このような事は朝鮮政府と論議すべき」事案であると批判している。朝鮮国内の電線架設を朝鮮ではなく日露両国が勝手に決めること自体、朝鮮の独立自主を尊重するものではないという主張である。

第4条は以後詳細について両国委員が協商するとあり、特に論じてはいない。総評として「この約定がどうも朝鮮のためのものとは言え、朝鮮とは関係がなかった」といい、「もし朝鮮政府がこのことについて知らないふりをして約定にある通り施行しない場合」、日露はその時にどう反応するのかと反問する。すなわち、朝鮮の事についての協定なのに、朝鮮とはまったく関係なく決められたから、朝鮮政府は協定の内容通りに従わないだろうと言うのである。「とにかく、ロシアと日本が互いに合意し、朝鮮では朝鮮のことだけすれば何の問題もないはずだし、3国

とも平和に過ごせるので、朝鮮は朝鮮のことだけしてほしい」と締めくくっている。日露協定は日露間で合意したものであるため、朝鮮は関係なく自国のことに専念すればよい、という意味として読み取れる。次の11日の論説をみるとこのことの意味が一層明確に表れてくる。

11日付新聞では、覚書と議定書の詳細な事項を記載した後、再び論評を展開する。それによると、「大体朝鮮が自主独立するためには外国の軍隊が国内にいてはいけない。朝鮮人は自分に害を与えることも知らずに外国人を害し、結果として内乱を起こして外国兵士が朝鮮に駐屯することになる」と指摘する。つまりこの論説では外国軍隊の駐屯を外国のせいにするのではなく、朝鮮人がまず反省すべきだと強調する。続いて、日本とロシアがいくら協定を結んで朝鮮の事に干渉しようとしても、朝鮮人自ら自身の事を処していけば、外国も自然と朝鮮を自主独立国として待遇し、外国に治められないはずだと言う。最後に「旧習を捨てず、文明開化した法律で君主に仕え民を治めない人は朝鮮にとって逆賊である」といい、文明の開化と旧習の打破を力説している。

この11日の論説を踏まえたうえで、前述の4日付論説で書かれた「朝鮮は朝鮮のことだけしてほしい」という意味を考えると、次のように言える。つまり、朝鮮が文明開化に努めて変革していけば、自主独立国になれる。そうすれば日露も干渉しないで自主独立国として朝鮮に接し、日露間の関係も調整されるだろう、と。

以上検討したように、『独立新聞』は「朝鮮の独立」を保護するとの趣旨で結ばれた日露協定に対して、実際は朝鮮に対する干渉であり、朝鮮の自主独立を認めていないものであると批判した。しかしながら、日露に対する批判よりも、朝鮮自身の問題を直視し、根本的な改革を促すことに重点を置いていることがわかる。

だが、以下で紹介する朝鮮政府の立場は『独立新聞』とは若干ニュアンスが異なる。次で見えていく。

3. 朝鮮政府の立場—外部大臣の照覆

朝鮮政府は国家間関係という立場で対応しなければならないため、自国の問題はさておき、外交の側面で自らの立場を明らかにしている。

朝鮮政府がこの秘密協定について知ったのは恐らく2月27日付の『独立新聞』の記事によるものと推測される。その後3月2日と14日に日本とロシア公使がそれぞれ協定の写本とその趣旨に関する説明文を送付してきた。すでに『独立新聞』の論説により確認した通り、協定の内容は朝鮮の内政に対する干渉を含めるものであった。しかし、日露両政府の趣旨文はあくまでも朝鮮の自主独立を保護するために協定を結んだと主張するものであった。3月2日付加藤公使が李完用外部大臣宛に送った書簡によれば、

（前略）右議定書及覚書は毫も朝鮮国の独立に影響するものに無之、之れに反し朝鮮国の独立を鞏固にせんと欲する日露両国の意思の一致せし結果に有之候間、幸に貴政府に於て能く此意を御諒知相成候様致度、不堪希望候¹¹。

とある。すなわち、協定は少しも朝鮮の独立に影響を与えるものではなく、むしろその独立を一層強固にするために日露両国の意思が一致した結果だと強調している。勿論これは、大隈外相の訓令によって作成された文書であった。前述の通り、大隈外相は3月1日に加藤公使に電報を送って、朝鮮政府に同協定の目的を知らせ、情勢報告をするよう指示していた。

加藤公使は、本国の指示を受けて、「訛伝の流布し易き当国柄又為之何等の物議を来し誤解を生ず間敷とも限らざれば」¹²と、まずは朝鮮国内で発行されている日本新聞の『漢城新報』に協定の大要を掲載させてから上記の書簡を送った。さらにその翌日の3月3日には李完用外部大臣に会い、協定の内容について詳細に説明まで行った。

このように細心の注意を払って朝鮮政府に知らせたのは、裏を返せばこの協定の内容が朝鮮の自主独立を侵害するものと判断されるかも知れないと憂慮したからであろう。実際に日露協定の目的は、朝鮮の独立を保全すると言いながらも、実のところ朝鮮における日露間の勢力を互いに認め合い、維持するためのものであった。

加藤公使の大隈外相宛の情況報告書には、李完用外部大臣が「回答振に関し閣議に提出したる結果、右は交誼上普通通知書と見做し所置せば可然との事に議論一決したる由にて、別紙丁号の通り回答書を送越候」¹³とある。つまり、加藤が細心の注意を払って説明した結果、朝鮮政府は「普通通知書」として協定書を受け止めたと説明している。

だが、加藤公使が上記の報告書に添付した朝鮮政府からの回答書（別紙丁号）は、以下の通りである。

（前略）去月二十六日、有帝国政府電報、右議定書及覚書、毫無影響於朝鮮国独立、此反欲為鞏固朝鮮国独立、有日露两国一致結果之意思、幸貴政府諒知此意、不堪希望、從帝国外務大臣〔大隈重信〕電訓、写添別紙等因、并附有別紙兩書、均經領到、荷特示明、為感殊深、第念我国政府既未同訂該兩書、該兩書中所定各款、於我国政府自主行事之權、并不能為之拘掣矣（後略）¹⁴

李完用の回答には、「〔日露〕議定書と覚書は、毫も朝鮮の独立に影響するものではなく、これはかえって朝鮮の独立を強固にするために、日露両国の意思が一致した結果です。幸いに貴政府がこの意を了知することを希います。帝国外務大臣の電訓に従い、別紙に両協定書の写本を添付しておりますとあります。（中略）思うに、我が国の政府はその両協定の締結に同意したことがありません。したがって両協定で定められた各条款は我国政府の自主行事の権利を決して拘束できないものです」とある。

すなわち、日露が朝鮮問題をめぐって如何なる協定を結んだとしても、朝鮮はその協定に関与したこともなければ同意したこともないので、その協定の内容に従う理由などない。朝鮮はその協定に拘束されることなく、自由に行動する権利があるというのであった。

李完用外部大臣が日本に回答を送った後の3月14日、今度はロシア公使ウェーバー(K. I. Waeber)が朝鮮政府宛に書簡を送ってきた¹⁵。日露協約の原本・副本の写本とともに協

定締結の主旨を知らせる内容であった。ウェーバーも協定締結の目的は「朝鮮国の独立の意を援助する」ためであると言い、また、ここ数年來発生している日露間の紛議を終息するためのものだと説明した。一つ、書簡の中でロシア側が注意喚起させたのは以下の内容である。

本大臣は貴大臣がすでにこの議定書の意義を了知していることを知っています。しかしモスクワで締結した議定書のフランス語原文と英語で詳細に訳した副本をお送りするのは、最近日本の新聞紙（『漢城新報』）により、すこぶる誤謬があり、それがソウルに間違って伝わっていたため、ここにその原文を添えます。

書簡の中の日本の新聞紙は、前述した加藤公使の大隈外相宛の報告書で言及された『漢城新報』のことであろう。同新聞に掲載しれている「誤謬」の内容を直接確認することはできなかったが、ベラ・ポリソプナ・パクの『ロシア外交官ウェーバーと朝鮮』¹⁶に、その誤謬の内容が紹介されている。モスクワ議定書の第二条は、日本側の条文は「日露両国政府は朝鮮国財政上及経済上の状況の許す限りは外援に藉らずして内国の秩序を保つに足るべき内国人を以て組織する軍隊及警察を創設し且つ之を維持することを朝鮮国に一任することとすべし」となっている。問題と指摘されている部分は下線の箇所、「朝鮮が外国の援助に依らず自身の軍隊と警察を創設することを許可する」というのである。文面の意味だと、朝鮮が軍隊と警察を創設するのに、外国から一切の援助を受けないということになる。

だが、実際のフランス語原文によると「外国の援助無しに秩序を維持するに十分な軍隊と警察を創設する」となっており、朝鮮の力だけで秩序維持できるように軍隊と警察を創設するという意味で、そのような強い軍隊と警察を作るためには外国の援助を受ける、すなわち外国の軍事教官の存在を認めることになっているのである。

ところで、朝鮮政府からは、このようなウェーバーの注意喚起に対してこれといった反応を示した形跡は見当たらない。朝鮮とロシアとの往復した外交文書を収録している『旧韓国外交文書』の「俄案」には、ウェーバー公使からの上記照会は収録されているものの、回答に当たる照覆は見当たらないのである。パクの前掲書や『日本外交文書』にある加藤公使の報告書からは、李完用外部大臣が日本側に送った回答と同様のものをロシア側にも送ったと書いてあるが、実物は確認できなかった。

また、上記「俄案」には「日露協約締結時発表した露告示文の訳呈事」というタイトルで、ウェーバーが4月17日に送った書簡が収録されている（420頁）。ロシア政府が日露協定を締結した目的を再び説明する内容であった。しかし、この書簡に対しても、李完用外部大臣の回答は見当たらない。パクも、これに対しては朝鮮側が回答しなかったと指摘し、ロシアが朝鮮側から確実に不満を買ったと解釈した¹⁷。

以上、朝鮮政府の立場をまとめると、『独立新聞』が朝鮮自身の問題を直視し反省と啓蒙を促したのに対して、朝鮮政府の公式回答（無回答を含めて）からは日露が勝手に朝鮮に関する協定を結んだことへの不快感が窺える。日露協定に拘束されないと断言しているのに、協定中に定められている朝鮮の国政に関わる事項は、日露の思惑通りには進まない。実際にこの後、朝鮮

に軍事教官派遣をめぐってロシアと朝鮮、そして日本のあいだで葛藤が生じるが、詳細については今後の研究に譲りたい。

4. 他の列強への接近

上記のような朝鮮の抱く不快感は『フランス外務部文書』¹⁸やイギリスの文書¹⁹を通して確認できる。両文書の記録では、いまだ軍力も弱く、自主独立の基礎を固めるために時間を必要とする朝鮮が、日露に匹敵する他の列強へ接近しようとする姿を見逃すことなく捉えている。

まず『フランス外務部文書』よりそのことを確認する。

1897年3月13日付プランシー (Collin de Plancy) 駐朝鮮公使は本国アノト (Hanotaux) 外務部長官宛に送った報告書で「朝鮮半島の問題に関心を持っている2つの列強の各状況をこれまで正確に把握できていなかった朝鮮政府は、ロシアがこのような協定に合意したことに対して深い不快感を抱いた」と書いた。また、「朝鮮政府はロシアが裏切ったとまで言うほどであった」と報告している。

上記の記録からも確かに朝鮮政府が「不快感」を感じたことが見て取れる。不快感と不信を抱くことになった朝鮮政府は、以降イギリスに接近し、またフランスやアメリカにも接近した。プランシーは4月3日付報告書でイギリス公使が朝鮮国王との謁見の後、単独で面談した内容をフランス本国に報告した。それによると、駐清イギリス公使のマクドナルド (Claude MacDonald) 卿と高宗の秘密会談を斡旋するために朝鮮に勤務中であったイギリス人のブラウン氏が尽力したと言う。ブラウンは「朝鮮の有力な官吏たちに朝鮮が日露同盟をけん制するためにイギリスの助けを受けることが有利であろう」と言ったことも書かれている。また、「高宗はイギリス公使に、清国内のロシアの立場と政策及びその目的、そしてイギリスがロシアと競争するためにどのような努力をしているかについて尋ねた」とある。「国王は必要な時にはイギリス政府より助けと保護を受けることを希望すると表明した」。

その後もフランス側の文書には「日露協定を契機にイギリスとの新しい関係を試みる朝鮮の態度」というタイトルの報告 (5月6日付) が続き、その内容は、朝鮮におけるイギリスの動向を報告するものであった。具体的には、イギリスの王室所属海軍警備隊が最近ソウルに駐屯したということで、イギリスの動向を注視していたことがわかる。フランス外務部はこのことをフランス海軍部長官にも報告した。

次にイギリスの文書を確認する。1897年3月10日付ジョーダン (J. N. Jordan) 駐ソウル総領事からマクドナルド公使宛の報告書には、日露覚書と議定書が朝鮮政府を不愉快にさせたと書かれている。記録によると、外部大臣は、ソウルのロシアと日本代表に対し、朝鮮政府と協議することなく、朝鮮の内政に影響を与える事項について日露両政府が交渉をしたことに対する理由を、ソウル駐在のロシア公使と日本公使に求めようとしていた²⁰。

続けて、ロシアに対する一時的な嫌悪感、特に朝鮮の親友と見做されてきたウェーバーに対する嫌悪感をもたらしたと報告している。なぜなら、高宗がロシア公使館に避難し、ウェーバーに代表されるロシアの保護下にいた、まさにその時にこのような秘密覚書に署名したことは、

彼の性格とは正反対のものと朝鮮人には思われるからであるという。

ウェーバーは自身が日本の駐屯軍の数を減らしたことに貢献したと防御しているものの、朝鮮人たちは日本軍隊を減らした代わりに、同時にロシアの軍隊を朝鮮に導入しようとするロシアの意図も見逃すことなく把握していると報告書は書いている。結局、ロシアか日本かの選択は、朝鮮人にとっては二つの悪のなかでの選択だと皮肉っている（the choice between Russia and Japan is with most Koreans a choice of two evils）。

以上の記録から分かるように、朝鮮は特にロシアの行動に対して裏切られたと感じ、不信感を抱くようになったことが窺える。高宗はロシア公使館に滞在していた1896年3月に閔泳煥を特命全権公使に任命し、ロシア皇帝ニコライ二世の戴冠式に派遣した。閔特使には、高宗が還御したあと、身辺保護のための警備兵の派遣を要請することと、ロシアの軍事教官の派遣を打診する任務も任されていた。また借款提供の可否とソウル―ウラジオストク間の電信線架設についても交渉を命じられていた。閔の交渉の結果、ロシアから軍事教官が派遣されることとなった。

しかし、日露協定の存在を知った後、ロシアの軍事教官を大量に招聘しようとしたことに対して、高宗と朝鮮政府は躊躇しはじめる²¹。前述したイギリスの王室海軍警備隊が朝鮮に上陸したことからも、ロシアに対する警戒心が垣間見えるのである。そのみならず、4月23日にはアメリカ側にも軍事教官の派遣を要請した²²。

すなわち、朝鮮はロシアに匹敵する列強としてイギリスとアメリカを想定し、接近しようとしたことが分かる。以後、ウェーバーが公使職を退き、シュペイエル（A. N. Shpeyer）が新しく駐朝鮮公使に赴任してからロシアの圧迫が一層強まると、高宗は有事時にはアメリカ公使館に避難しようとしてアメリカ側に意向を打診したりもした。また、ブランシーのフランス外務部長官宛の1897年8月の報告書によると、高宗はロシアの将校数名と下士官10名がソウルに到着したことに対して、彼らにどのような態度をとるべきか心穏やかではないと吐露した²³。

要するに閔妃暗殺の後、身の周りの危険を感じた高宗はロシアに頼るという「ロシアカード」を駆使し、日本に対しては極めて警戒の姿勢をとっていた。しかし、還御の後、ロシアも疑惑の対象が変わると、朝鮮半島とは離れているものの、日露に匹敵する勢力としてイギリスとアメリカ、フランスなどの列強に接近し、有事の際には保護と援助を依頼しようとした。

ただし、イギリスやアメリカは、高宗の要請を確実に受け止めてはいなかった。フランス公使も高宗の不安感の吐露に対して積極的に関わろうとはしなかった。「ロシアカード」の対象であったロシアさえも、日本との関係を考慮して密かに協定を結んでいたのである。カードの多様化が実際の外交でどう展開していくか、その後の朝鮮外交の展開を追っていく必要がある。

5. おわりに

以上1896年の日露協定に対して朝鮮側の動向を検討した。朝鮮問題に関わる協定を朝鮮の同意なしに結んだ日露に対する警戒心は、朝鮮側がより多角的な「カード」を模索する結果をもたらした。だが、朝鮮のみが「カード」を駆使するだけでは、この戦略は実際には効力を持た

ない。列強の行動力が前提とされて初めて機能するものであった。そういう側面からみると、日清戦争後の「ロシアカード」は従来の「中国カード」とは異なるものであった。「中国カード」には、宗属関係という、華夷秩序の世界観に拘束されるものがあったからである。だが、華夷秩序が終焉を告げた後、列強を活用する外交政策は、それこそ列強の角逐が強まる東アジアの中で、現実の国際政治を読み取る卓越した感覚を持ってこそ実践可能なものであったのかもしれない。

「ロシアカード」から多様な「カード」へ移転しつつある朝鮮政府だが、今回検討したなかで、イギリスもアメリカもフランスも、冷静に自国の利益を判断し、朝鮮側の要請に応じるかの可否を計算していたことが、記録から読み取れるのである。こうした列強の角逐の場となった東アジアで、1897年10月に大韓帝国を樹立することになる朝鮮は、どのような現実感覚を發揮しつつ外交を展開していくのか、今後の研究につなげていきたい。

註

- 1 李穂枝『朝鮮の対日外交戦略』（法政大学出版局、2016）。
- 2 1896年5月と6月に結ばれた日露間の協定を指す。それぞれの正式名称は「朝鮮問題に関する日露覚書」（小村・ウェーバー覚書、京城覚書ともいう。原文の英文ではMemorandum）と「朝鮮問題に関する莫斯科議定書」（山縣・ロバノフ議定書、モスクワ議定書ともいう。原文の仏文ではProtocole）。本稿では「日露覚書」「モスクワ議定書」と表記する。両方とも指すときには「日露協定」あるいは「協定」と記す。但し、史料引用の際には、史料原文の表記通りにする。
なお、それぞれの協定の原文は以下のリンクを参照。小村・ウェーバー覚書：
https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/image_B13091053000?IS_KIND=summary_normal&IS_STY_LE=default&IS_TAG_S1=iFi&IS_KEY_S1=F2013100114471943172&
山縣・ロバノフ議定書：
https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/image_B13091053200?IS_KIND=summary_normal&IS_STY_LE=default&IS_TAG_S1=iFi&IS_KEY_S1=F2013100114471943174&
- 3 玄光浩や李チャンフンの研究では、日露協定の公表により、朝鮮のロシアに対する不信が深まったと簡単に言及するにとどまっている。玄光浩『大韓帝国의 外交政策』（신서원、2002年）、이장훈(李チャンフン)『청일전쟁 후 한국문제를 둘러싼 국제관계』韓國政治外交史学会編『한국외교사 I』（집문당、1993）。また、金文字が『日露戦争と大韓帝国』の中で日露協定の通告に対する朝鮮の外部大臣の回答を引用し、その重要性を指摘しているが、その他の朝鮮の動向については詳細に紹介していない（金文字『日露戦争と大韓帝国』（高文研、2014）、30頁）。
- 4 김소영(金ソヨン)『서울과 모스크바에서 그들만의 거래를 하다』최덕수『조약으로 본 한국근대사』（열린책들、2010）。条約の締結背景や内容については他の研究にもあるが、関連史料として『独立新聞』のハングル・英文記事および『The New York Times』、『The Times』の関連記事の原文を提示しているものである。
- 5 「朝鮮に関する日露協約雑件」『日本外交文書』第30巻、373～376頁。史料の引用に際して、和文の場合、仮名は平仮名に、漢字は現用漢字に改め、適宜句読点を付した。漢文の場合は、漢字は現用漢字に改め、句読点は原文に従った。
- 6 1896年7月9日付西園寺外務大臣より各大臣枢府議長其他宛「莫斯科議定書秘密保持に関する件」『日本外交文書』第29巻、827頁。
- 7 1897年2月24日付露国駐劄本野公使より大隈外務大臣宛（電報）「露国政府の議定書覚書公表に関し報告の件」『日本外交文書』第30巻、379頁。
- 8 1897年3月1日付大隈外務大臣より朝鮮国駐劄加藤弁理公使宛（電報）「露国との締結せし議定書覚書の目的朝鮮国政府へ通告並に情勢報告すべき旨訓令の件」『日本外交文書』第30巻、381頁。大隈外相はすでに2月26日に加藤公使宛にロシア政府の協定公表時の前提文の内容を電報で送っていた（「朝鮮に関する露国との議定書公表に関し通知の件」『前掲書』、380～381頁）。

- 9 以下引用文はすべて『独立新聞』の記事を筆者が日本語で訳したものである。なお、『独立新聞』は国立中央図書館の「대한민국 신문 아카이브(大韓民国新聞アーカイブ)」よりネットで原文閲覧可能である。リンクは次の通り。<https://nl.go.kr/newspaper/>
- 10 ソ・ジェピル。1884年、金玉均等とともに甲申政変を起こしたが、失敗したあとアメリカに亡命した。1895年に赦免されて朝鮮に帰国し、『独立新聞』の責任者になった。
- 11 1897年3月2日付日本弁理公使加藤増雄より外部大臣李完用宛「日露覚書及び日露議定書の主旨と同写本送呈の件」『旧韓国外交文書』第三卷（日案3）、542頁。
- 12 1897年3月17日付加藤弁理公使より大隈外務大臣宛「日露協約に関する朝鮮政府との交渉並に情勢報告の件」『日本外交文書』第30巻、384頁。
- 13 同上。下線部は筆者による。以下、断りのない限り同様。
- 14 建陽2(1897)年3月9日付外部大臣李完用より日本弁理公使加藤増雄宛「露日議定書等受領照覆と自主行事権との無関係宣言」『旧韓国外交文書』第三卷（日案3）、547頁。
- 15 建陽2(1897)年3月14日付韋員ロシア公使より李完用外部大臣宛「去年露日協約の原副本送交事」『旧韓国外交文書』第十七卷（俄案1）、404頁。
- 16 벨라 보리스브나 막(ベラ・ボリツブナ・パク)著、최덕규・김중헌訳『러시아 외교관 베베르와 조선』(동북아역사재단, 2020)。
- 17 前掲書、364頁。
- 18 国史編纂委員会編『韓國近代史資料集成』データベース（リンク：<http://db.history.go.kr/item/level.do?itemId=hk>）中、『프랑스외무부문서(フランス外務部文書) 8 대한제국 I-1897~1898』。以下『フランス外務部文書』と略す。
- 19 Ian Nish ed., 『British Documents on Foreign Affairs: reports and papers from the foreign office confidential print』 Vol.6 Japan and North-East Asia, 1890-1899, University Publications of America, 1989. 以下『B DFA』と略す。
- 20 「the Minister of Foreign Affairs intended to approach the Russian and Japanese Representatives in Seoul with the view of eliciting an explanation of the reasons which had led their respective Governments to enter into negotiations on matters affecting the internal administration of Korea without consulting the Korean Government.」『B DFA』 Doc.232.
- 21 このことは後に日露朝のあいだの葛藤をもたらすこととなるが、詳細については今後の研究に譲りたい。
- 22 장경호「대한제국 선포직후 고종의 미관과천(美館播遷) 시도」(『韓國学』第42卷第2号、2019)、186頁。
- 23 1897年8月12日付プランシーよりアノト外務部長官宛「ロシア將校雇用計画に対する高宗との謁見内容報告」前掲『フランス外務部文書』。

参考文献

刊行史料

『旧韓国外交文書』「日案」「俄案」

『旧韓国官報』

『독립신문(獨立新聞)』

『日本外交文書』

大韓民国国史編纂委員会編『高宗時代史』

_____ 『駐韓日本公使館記録』第10~12巻

_____ 『韓國近代史資料集成 18巻 프랑스외무부문서 8 대한제국 I』

鄭喬『大韓季年史』卷二(소명출판, 2004)

Ian Nish ed., *British Documents on Foreign Affairs: reports and papers from the foreign office confidential print Vol. 6 Japan and North-East Asia, 1890-1899*, University Publications of America, 1989

Scott S. Burnett ed., *Korean-American Relations Vol. III*, University of Hawaii Press, 1989

単行本・論文

金文子『日露戦争と大韓帝国』（高文研、2014）

広野好彦「K. I. ウェーバーと朝鮮」（『大阪学院大学国際学論集』第25巻第1・2号、2014）

_____ 「「山県一ロバノフ」議定書についての一考察」（『大阪学院大学法学研究』16(1)、1990）

김소영 「서울과 모스크바에서 그들만의 거래를 하다」 최덕수 『조약으로 본 한국근대사』(열린책들、2010)

김영수 『고종과 아관파천 이희, 러시아공사관에서 375 일』(역사공간、2020)

벨라 보리스브나 박著、최덕규·김중헌訳 『러시아 외교관 베베르와 조선』(동북아역사재단、2020)

이창훈 「청일전쟁후한국문제를 둘러싼국제관계」 韓國政治外交史学会編 『한국의교사 I』(집문당、1993)

장경호 「대한제국 선포직후 고종의 미관파천(美館播遷) 시도」(『韓國学』第42巻第2号、2019)

최덕규 「러시아의 대한정책(1879~1904)」 『한국의 대외관계와 외교사 근대편』(동북아역사재단、2018)

玄光浩 『大韓帝国의 外交政策』(신서원、2002年)